國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

『先代旧事本紀』の受容と神話の変奏: 神社関連記事の利用をめぐって

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 間枝, 遼太郎, Maeda, Ryotaro
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000593

『先代旧事本紀』の受容と神話の変奏 神社関連記事の利用をめぐって――

間枝遼太郎

はじめに

『先代旧事本紀』(以下『旧事本紀』)は、近世中期に「偽書」『先代旧事本紀』(以下『旧事本紀』)は、近世中期に「偽書」のすであり、未だ十分に論じられていない点は多い。そのうちのりであり、未だ十分に論じられていない点は多い。そのうちのりであり、未だ十分に論じられていない点は多い。そのうちのつであり、未だ十分に論じられていない点は多い。そのうちのつでが、『旧事本紀』(以下『旧事本紀』)は、近世中期に「偽書」

『古事記』や『日本書紀』(さらに一部は『古語拾遺』)の記述与えたのか――そのことは上代の神話の受容を考える上で無視与えたのか――そのことは上代の神話の受容を考える上で無視らの手によるものと信じられ、『古事記』や『日本書紀』よりらの手によるものと信じられ、『古事記』や『日本書紀』よりらの手によるものと信じられ、『古事紀』は聖徳太子・蘇我馬子近世中期以前において、『旧事本紀』は聖徳太子・蘇我馬子

などに記載される神話の内容が、それらに直接拠るのではなく、を再構成することによって成り立っている。そのため、『古事記』

『旧事本紀』による再構成を経た形で受容されるということも

本紀』が果たした役割は大きいと推測される。

最古の史書と信

-44 -事記』の享受・流通が限定されていた近世以前の時代に『旧事 のみに存在する話があり、そのような話の受容に関して、『古 あり得た。 特に上代の神話には 『日本書紀』になく『古事記』

第 121 巻第 10 号 (2020年) じられた『旧事本紀』 クストであると考えられるのである。 以降の神話の受容・展開とを繋ぐものとしても、 れてきた『日本書紀』と並び、上代にまとめられた神話と中世 は、 正史・神書として重んじられ利用さ 注目すべきテ

されていくのか。 奏の様子の一端を探ることを試みる。 本紀』と〈神社〉との関わりに注目しながら、 本稿ではそのような視点に立ち、 神話の受容・ 特に 『旧事

変

のような意味付けを与えられ、またそれはどのような形で受容

旧事本紀』というテクストを介したとき、神話は新たにど

神社への関心

國學院雜誌

が初に、 旧 事本紀』そのものが持つ特性について触れてお

て成り立つ、 『古事記』と『日本書紀』 別個の物語としてあった。その『古事記』 は、それぞれ異なる世界像によっ と 同

> るものの一つとして、〈神社への関心〉という点に注目したい 上がってくる。ここではその中でも、受容の問題と大きく関 とも異なる、『旧事本紀』独自の視点の存在がいくつか浮かび のが『旧事本紀』である。そこには『古事記』とも『日本書紀』 自の記事を追加することで、新しい神話テクストを作り出した 本書紀』という異なる論理を持つ神話を切り貼りし、 さらに独

鹿島「大神。即石上布都大神是也」、「経津主神」 に「今坐」「下 飛鳥社」、「建御名方神」に 味歯八重事代主神」に「坐..倭国高市郡高市社.。 亦云..甘南 いう説明を付すといった類である。 国香取,大神是也」という説明を付し、巻第四地祇本紀で「都 例えば、巻第一陰陽本紀で「建甕槌之男神」に「今坐||常陸国 坐 ||信濃国諏方郡諏方神社|| し この類の説明は、【表1】

がどの神社に鎮座するのかについての言及が多い傾向にある。

伊藤剣氏も指摘するように、『旧事本紀』の中には、

どの 神

四は『旧事本紀』独自の例が顕著に見られる)。『古事記』など 社と直結する物語として位置付けるという点において、 らは一見些細な記述であるようにも思えるが、 には無かったものが、 『旧事本紀』から新たに加えられた例もかなり多い(特に巻第 意識的に増やされているのである。 神話を現実の神

に示すように、『古事記』などに元々見られるものだけでなく、

【表1】『旧事本紀』における鎮座地関連記事

		I		
	神名	鎮座地関連記事	頁	引用元
	啼 沢女 神	坐香山之畝尾丘樹下所居之神	二八	記
	天尾羽張神	今坐天安河上天窟之神也	三一	記
	建甕槌之男神	今坐常陸国鹿島大神即石上布都大神是也	Ξ-	
	経津主神	今坐下総国香取大神是也	Ξ-	
卷第一	底津少童命·中津少童命· 表津少童命	此三神者阿曇連等斎祠筑紫斯香神	四三	紀
	底筒男命·中筒男命·表筒 男命	此三神者津守連等斎祠住吉三所前神	四三	紀
	天照太御神・月読命	並坐五十鈴川上謂伊勢斎大神	四三	
	建速素戔烏尊	坐出雲国熊野杵築神宮矣	四三	
	伊弉諾尊	是以構幽宮於淡路之洲寂然長隱亦坐淡路之多 質者矣	四七	記・紀
	瀛津島姫命·湍津島姫命· 市杵島姫命	宜降居於筑紫国字佐島在北海道中号曰道主費 因教之曰奉助天孫而為天孫所祭則宗像君所祭 之神一云水沼君等祭神是也	五三	紀
	瀛津島姫命	是所居于遠瀛者	五四	
巻第二	辺津島姫命	是所居于海浜者	五四	
	中津島姫命	是所居于中島者	五四	
	石凝姥命の鏡	則紀伊国所坐日前神是也	五八	紀
	天糠戸神の鏡〈八咫鏡〉	即是伊勢崇秘大神	五八	紀
	斎主神	今在東国檝取地	八五	紀
	八咫鏡	佐久々斯侶五十鈴宮	九三	記
卷第三	豊受神	此坐外宮之渡会神	九三	記
	手力雄神	此者坐佐那之県也	九三	記
	天叢雲剣	今在尾張国吾湯市村即熱田神社所崇之神	-0=	紀
	脚摩乳・手摩乳	坐出雲国神是也	-0E	
	五十猛命	則紀伊国所坐大神是矣	一〇四	紀
	五十猛命·大屋姫命·抓津 姫命	即此国所祭之神是也	-0H	Ų
	大三輪大神	則大倭国城上郡座是也	一〇八	
	田心姫命	坐宗像奥津宫是所居于遠瀛島者也	π	記・紀
	市杵島姫命	坐宗像中津宮是所居于中島者也	π	記・紀
	湍津姫命	坐宗像辺津宮是所居于海浜者也	E	記・紀
卷第四	田心姫命·市杵島姫命·湍 津姫命	宜降居於筑紫国宇佐島在北海道中号曰道中實 因數之日奉助天孫而為天孫所祭即宗像君所祭 之也亦云水沼君祭並三柱神宗像君斎嗣三前大 神也	六	紀
	五十猛命·大屋姫命·抓津 姫命	則紀伊国造斎祠神也	一一六	
	大己貴神	坐倭国城上郡大三輪神社	一一六	
	葛木一言主神	坐倭国葛上郡		
	田心姫命	坐宗像奥都島		
	味鉏高彦根神	坐倭国葛上郡高鴨社云捨篠社		
	下照姫命	坐倭国葛上郡雲櫛社		
	高降姫神	坐辺都宮		
	都味歯八重事代主神	坐倭国高市郡高市社亦云甘南備飛鳥社	一一八	
	高照光姫大神命	坐倭国葛上郡御歳神社	一一八	
	建御名方神	坐信濃国諏方郡諏方神社	一一八	
	大国御魂神	大和神也	-:-	
	大山咋神	坐近淡海比叡山亦坐葛野郡松尾用鳴鏑神者也	-:-	記
卷第五	(建)布都大神	大倭国山辺郡石上邑	一四二	
	高皇産霊・神皇産霊・魂留 産霊・生産霊・足産霊・大 宮売神・事代主神・御膳神			古語拾遺
	櫛磐間戸神・豊磐間戸神	並今御門御巫所奉斎矣	=00	古語拾遺
	大八州之霊	今生島御巫斎祀矣		古語拾遺
	大宮地之霊	今坐摩御巫斎祭矣		古語拾遺
	太玉命	天富命於安房地立太玉命社謂安房社是也		古語拾遺
	—			

- ※「頁」は鎌田純一『先代旧事本紀の研究』校本の部(吉川弘文館、 一九六〇年)の頁数を示す。
- ※神宝の類については、それそのものが明確に神として扱われている場合のみ掲載した。

神話の享受史上、 この神の鎮座地に関する記述は、 無視できない働きを持 『旧事本紀』 が受容される

中でも、 的な『日本書紀』注釈書である卜部兼方『釈日本紀』の「述義」 部には、 『旧事本紀』 少なからず注目を集めた。例えば、 の引用によって注される語句が三十一語 中世における代表

引 の十項目において、神の鎮座地の情報を含む形での『旧事本紀 即帝位於橿原宮」「高市社所居事代主神」「信濃須波水内神」 用 が行われている。 それは例えば「五十猛命」 項にて、

伊国所坐日前神也」「五十猛命」「天日隅宮」「平国之剣

韴霊

来。我国

帧

忍々如」此言者。然、欲」為二力競一。

あるが、そのうち「武甕槌神祖」「安曇連等所祭神」「作日矛」「紀

第 121 巻第 10 号 (2020年)

神名帳曰。

紀伊国名草郡伊大祁曽神社。

相普 新普 大屋都

빞

已上三柱、 売神社。為新聞都麻比売神社。 事本紀日。 並坐!!紀伊国!。則紀伊国造斎神祠 五十猛握神。 **警神是次大屋姫神。** 次。新嘗。 月 次抓 津 姫 神

國學院雜誌

先師説曰、

伊太祁曽神者、

五十猛神

神名帳曰。 また「信濃須波水内神」項にて、 信濃国。 諏方郡南方刀美神社二 座。 並名神大。

旧事本紀 大己貴神 $\bar{\exists}$ Ħ 経津主、 天神勅曰、 武甕槌二神、 葦原中国者、 降 到於出雲国 我御子之可 而 が知

だろう。

:健御号方富命彦神別神社。

之国。 乎。対曰、必白」之。且我子有二建御名方神一。 事代主神一。 如」此白問、 汝将 吾亦不」可」違。 此国奉 然後将」報。 建御名方神、千引之石指 天神 尔問:大己貴神!、亦有 事代主神謂 哪 大己貴命対日、 |其父|日、 捧手末 除」此者無也。 可ら白之子 我父宜当 而 問 来言、

当

取 乞帰而取者、 我先欲」取二其御手一。 成剣刃。 故尓、 如如取 懼而退居。尓、 ||若葦|、搭枇而抜離、 故、 令」取::其手:者、 欲」取 建御名方神手一、 即逃去。 即成三立氷二、 因追往 亦

恐矣。 而迫、 我父大国主神之命 。 不 ¸違 "兄八重事代主神之言 " 。 莫」殺」我。 到一於科野国州羽海一、 々除 此 地 者、 将」殺之時、 不力行 他処。 建御名方神白 亦不」違 此葦原

中国者、 又曰。

建御名方神、坐二信濃国諏方郡諏方神社 随一天神御子命一献矣。

用例のうちの少なくない数を占めるという点は注意されて良い かについての情報源としての利用の仕方が、 く。そのような、 さらに時代を遡る とする如くである。 ある神がいかなる存在で、 『旧事本紀』によって神の情報を裏付けて 延喜式』 神名帳からの引 どこに鎮座するの 旧 用のみならず、 事 本紀 引 V

水内

て「神書」として特に尊重された『日本書紀』の十一項目(「賀 濫觴事」「多河神社」)に確認される。これは、吉田神道におい (「賀茂」「大和」「日吉」 「鹿島 香取 両社」「諏方」「八神殿

茂」「大神社」「石上」「竜田」「住吉」「広田」「玉津島」「気比社

遺』(「石上」「八神殿濫觴事」の二項目)や『古事記』 し)を大きく上回る引用数である。 「平岡社」「豊前国宇佐郡比売神社」「広田」)に次ぎ、『古語拾 (引用な

事本紀』の特性に端を発すると考えられる、神話の受容と変奏 が持つ特性の一つを簡単に確認した。次節からは、そうした『旧 以上、神社と結びついた神話テクストという、 『旧事本紀』

抄出

ト部氏の 『旧事本紀』 利用と神社

実例を見ていきたい。

ト部兼方などに代表される神祇官の卜部氏である。 の活動に利用したことで知られるのが、 現存最古写本が平野流卜部氏の卜部兼永の筆によるものであ 伊勢神道の度会氏と並んで、中世において『旧事本紀』をそ 先述の『釈日本紀』の 『旧事本紀』

> えることなどからも、 ることや、 兼永筆本の奥書に兼方やその父卜部兼文らの名が見 ト部氏と『旧事本紀』との関係の深さは

窺えよう。

子のみならず、独特な利用の足跡が記されている。 それが次に

その兼永筆本『旧事本紀』の奥書には、単なる書写活動

の様

掲げる、巻第三天神本紀の奥書の記述である。 建御名方神御事抄出畢 大己貴神御事抄出畢 文永七年六月十一日雨中天照太神御事抄出畢 石上神事抄畢 同十二日高皇産霊神皇産霊御事抄 事代主神御事抄出 同十三日天稚彦并味秬高彦根神事 빒

兼文

天穂日命事抄出畢 同十四日天児屋根命事抄出畢 鹿島香取事抄出 天太玉命事抄出

羽明玉神事抄出畢 天鈿売命事抄出畢 同十八日天思兼命事抄出畢

については、『続々群書類従』 と抄出していく様子を窺うことができる。 このうち 「石上神事_ 十八日にかけて、卜部兼文が『旧事本紀』から神々の記述を次々 この奥書からは、文永七年(一二七〇)六月の十一日から 一所収の『石上神宮御事抄』の中

に現在も確認される。これらの抄出を行った兼文は、諸社の由

緒につ に回答するという活動を行っていたことが知られる。· 人物であり、神祇・神社のことに関する人々からの問 の活動に利用できる格好の資料として は同時に、 としての日頃の活動を示す一 雄氏はそのことを踏まえて、 v て源雅言や一条家経といった公卿と問答を行 神祇・ 神社のことを説明するという神祇官人として 端であろう」としているが、 右の諸神抄出の奥書も 『旧事本紀』が扱わ 「神祇官人 小野 13 0 合 7

それ

田 わ V

光

れて

穂之碕以釣魚遊鳥為楽故以熊野諸手船載使者稲背脚遣天鳥

船神徵来八重事代主神問将報之辞時】事代主神謂其父曰

8

次のようになっている。 るという形式の資料である。 『上巻抄』は、前半に『古事記 後半に『 の引用文である。 "旧事本紀 0) そのうちの 国譲 的神話 0) 国譲り神話の の 一 旧 [事本紀] 部の抄 빒 部 部分は 文を載せ 0) 抄 出

國學院雜誌

第 121 巻第 10 号 (2020年)

神宮御

事抄』

の他に、

もう一つ存在する。

それが、

『古事記上

と呼ばれる資料の中に見える、

同

巻抄』(以下『上巻抄』)

と関係があると見られる現存のテクストは、

さて、右のような『旧事本紀』 たということをも示している。

抄出および神社の説明の営み

先に触れた

石上

諏 方社

五十田狭小汀] 先代旧事本紀第三 而問大己貴神曰天神 日 経津主武甕槌 【②高皇産霊尊】 神降到於出 雲国 勅日

1

賜故】汝将此国奉天神耶 【③天照大神詔曰】 葦原 中国者我御子之可知之国 【⑤以不如何于時】大己貴命 **4** 対 詔

神駈除平定汝意如何当避須不時大己貴神対曰】 代主神然後将報。【⑦是時其子事代主神遊行在於出雲国三 立於地踞其鋒端而問大己貴神欲降皇孫君臨此地故先遣此二)疑汝二神非是吾処来者故不須許也二神則抜十 当問我子事 -握剣倒

海中造八重蒼柴籬蹈船枻而天之逆手打而青柴垣打成隠故 **今天神有此借問之勅**】我父宜当奉避吾亦不可違云。 9 因於

乎対曰必白之且我子有建御名方神除此者無也如此白 名方神千引之石指捧手末而来言誰来我国而忍々如此言者然 **尔問大己貴神** 【⑩今汝子事代主神如此白訖】 亦有可白之子 間。

将殺 | 之時建御名方神白 取若葦搤批而投離即逃去因追往而迫] 到於科野国州 欲為力競故我先欲取其御手故令取其手者即成立氷亦取 ❶刃故尓懼而退居尓欲取建御名方神手乞帰 【**③恐矣莫殺我**】 我除此地者不行 而取者如 羽海 2

原中国者随天神御子命献矣 又第四日建御名方神坐信濃国諏 方郡諏 方神

他処亦不違我父大国主神之命不違兄八重事代主神之言此

主神と建御名方神が国を譲ると誓う場面を引用、そして末尾に る。ここで注意されるのは、先行研究でも指摘されているが、 巻第四地祇本紀から、 頭 î 「諏方社事」と題し、次に巻第三天神本紀から、 建御名方神の鎮座地の情報を引用してい 事代

となったことに建御名方神が恐れて退く場面と、 に見られない、 を殺そうとする場面、 手を掴まれて投げられ逃げる場面、 の意味を見過ごすことはできない。

①は武甕槌神の手が氷や剣 のであるが、一方で、 に掲げた中において白丸数字①~⑩で表示した省略箇所は 引用中に十三箇 本紀』「述義」部の「信濃須波水内神」項にも確認されるも 独自のものとなっている。この黒丸数字の省略 所の省略が見られることである。そのうち、 黒丸数字❶~❸の省略箇所は『釈日本紀』 ₃は建御名方神が命乞いをする場面にあ ②は武甕槌神が建御名方神 建御名方神が 釈 右

名方神にとって特に不名誉な場面を取り去ってしまっているの である。 が窺えるが、 を説明するのに不要な部分を削ぎ落とすためのものであること 『上巻抄』のものはそこからさらに進んで、 建御

あると推論

名方神登場以前の前半部に集中しており、

諏訪の神・

建御名方

たる。『釈日本紀』の時点で見られた①~⑩の省略箇所は建御

『上巻抄』に見える『旧事本紀』 の引用文は、 冒頭 0 諏方

> 社事」の表示や、 とされた神社である、 側の勝利と地祇側の敗北を語るものとしてあった国譲り神話 の資料として整理されたものであると言える。 諏方郡諏方神社」の引用から分かるように、 『旧事本紀』においてその敗北した建御名方神が鎮座する 巻第四地祇本紀からの「建御名方神坐信 諏訪社側の立場に寄り添ったような内容 信濃国一 その中で、 宮諏訪 天神

Ŕ

『旧事本紀』と諏訪円忠

四

へと変化しているのである。

事記 人である卜部兼前が、 執行法眼・諏訪大進房円忠から次に見るような質問を受けた一 野流卜部氏の子孫の誰か、 本書紀』と共通のものであることを指摘し、それらを伝えた平 『日本書紀私記』(乙本)や卜部兼方自筆本(弘安本)の この『上巻抄』について、 が卜部本系統の特色を持っていること、 している。 26 その問い合わせに応じて作成したもので 具体的には、 小野田光雄氏は、 南北朝時代に諏訪社 またその訓 引用される 点が 日

ていた諏訪円忠が、 延文元年(一三五六)、 当時の太政大臣・洞院公賢に、 諏訪社の縁起についての 調査を行っ 日本紀など

承了、

れについて、 連の 旧 収載されてい 記に諏訪明神のことが記されてい やりとりは公賢の日記 吉田 るが、 流ト部氏のト部兼豊に回答を依頼する。 それに対して兼豊は次のような請文を 園太暦』 ないか尋ねた。 の延文元年八月三日条 公賢 公はそ

兼豊宿禰請文後日出之

送っている。

付之由、 不書漏候之処、 公被尋問 方社間 位令注進候之処、 事、 重被尋之間、 ·候之時、 紙加一 去正月 濫觴 見、 彼本記二所書載之諸神之御父子可勘 又別紙ニ注進了、 以 此事書被相 謹返上候、 并御位 尋兼前 階者、 此事去貞 玉 史・ 宿 自 記録之所見 従 和 禰候之由伝 五位 年 下迄 大

記録無所見候 神功皇后御宇残兵船事、 献硯水事、 謁慈覚 大師事、 桓武聖代得記文事、 弘仁聖主夢中感事、 誅 罰 高 已上国史并 丸事、

和

この記述に拠る。

益宿禰依 伊勢公卿勅使候、 次弘安覆蒙古之賊船事、 兼益宿禰参向、 此賞令直任神祇権大副元者 其後彼神彰霊威、 公卿使中御門大納 是又同前候、 凶賊忽退散之間、 助大 藚 但 依件御 候、 卿経 (任 神祇 若不限諏方 祈 副 使祖父 被発遣 副 使兼

社

和九年 得仕 極位、 慶三年八月、 観九年三月十 次康平天皇鎮白波凶 候、 和 注 進、 ·五月従五位下、 重事令相違候者、 天下諸神被奉授一 然者康平聖主争可 日従一位、 · 徒之日、 後見 記、 記、本 実見 録三 、代 其後連々次第加階 自余條々同以不審 進一 被授一 階之間、 寛平九年十二月十三日 品 爵 品之爵乎、 当時已為正一位之 云 々**、** 曽以 注貞載一 此 條 貞 天 承

月七

祇 大副

同様のことを尋ねていたという。 録に見えるものを円忠に教えたのだという。 際に兼豊は、 にも兼豊に対して諏訪社のことについて尋ねてきており、 部を見よう。これによれば、円忠は十年前の貞和二年(一三四六) 五年 諏 訪社の様々な事項についての情 (=延文元年) 『旧事本紀』に載る諏訪社の濫觴など、 の正月に、 小野田氏が兼前の名を挙げ 今度は平野流の卜部兼前 報が並ぶが、ここでは傍線 さらに、 円忠は 国史・記 文

には、 テクストの性質や引用態度がそれぞれ大きく異なる。(※) ただ、 また、『上巻抄』の中の "旧事本紀" 右の請文を含む の書名は見えても [園太暦] 『古事記』 所 『古事 収の一 と 連の 記 『旧事本紀 0) Þ 書名は見え りとり それらを は 0 中

とができるかは疑問が残る。 忠の問い合わせに答えるために作られたものであったと見るこ 考慮すると、 小野田氏の推論のように 作成者を兼豊ではなく兼前と特定 『上巻抄』そのもの が円

できるかという点についても、

確定的な判断を下すことは容易

忠と卜部氏らのやりとりの中のどこかで用いられたことはほぼ の中に、 抄出文のことを問題とするならば、そのような抄出文がこの に見られるような●~❸の特徴的な省略がある『旧事本紀 しかし、『上巻抄』そのものから一旦 同様の省略箇所を持つ と言うのも、 後に円忠の手によって作成された文章 『旧事本紀』 |離れて、『上巻抄』 の引用が確認され 0) 0) 中

るためである。 上巻抄』について論じた小野田氏や谷口雅博氏は言及して

知られる縁起絵巻である。 書を作るためのものであった。その結果、 完成したのが、 いないが、そもそも一連の円忠の調査は、 現在 『諏方大明神画詞』(以下『画詞』)として この 『画詞』の冒頭には『旧事本紀 諏訪社の新しい縁起 延文元年の十 一月に

のである。 るのである。

0)

範囲の記述は、

『画詞』でもほぼ同様に存在しな

の引用があるのであるが、 事本紀ニ日、 (①~③) と対照してみると、次のようになる。 天照太神ミコトノリシテ経津主戦性ノ神、 その引用文を『上巻抄』に見える省

> 先ソノ御手ヲ取テ、即氷ヲ成立、又、剣ヲ取成、【❶】科 リテ、シノビテカクイフハ、シカウシテ力クラベセント思。 ウベカラズト申。【⑨】【⑩】又、我子建御名方、諏方社 サク、【⑧】我父ヨロシクマサニサリ奉ルベシ、ワレタガ 代主点に対し神ニ問テ返事申サント申。【⑦】 大己貴編州等ノ命ニ向テノタマハク【②】 野国州羽ノ海ニイタル【②】トキ、 テ天ノ神ニ奉ンヤ【⑤】。大己貴ノ命申サク【⑥】、我子事 国者我御子ノシラスベキ国ナリ【④】。 武甕槌常灌ノ神、二柱 千引ノ石ヲ手末ニサ、ゲテ来テ申サク、是我国ニキ ノ神ヲ出雲国【①】ニ降タテマツリテ、 建御名方ノ神申サク、 汝マサニ此国ヲモ 事代主ノ神申 葦原 フ中津 タ

ここからわかるように、『上巻抄』の 『旧事本紀』 抄 出 文の

ワレ此国ヲ除者、

他処ニ不行ぶる

是則当社垂跡

ジ本

る『諏訪市史』は、 記述が見られないことについて、 一画詞 所引の「 『旧事本紀』に建御名方神の逃亡や命乞い 編者である円忠が諏訪社の祭神の縁起譚と 長野県諏訪 市の自治体史であ 0

『画詞』に載せるには不適当と考えて削除した、

と解説す

あった。 ストと、 省略は、 のような省略がある何らかのテクストを、平野流の兼前か吉田 の兼豊が用意しており、それを円忠が入手して参照した結果、 しかしここまで見たように、建御名方神の不名誉な記 すなわち、『上巻抄』に見られる『旧事本紀』抄出文 円忠の手になるテクストとの双方に確認されるもので 円忠に『旧事本紀』について教示した卜部氏側のテク 述の

は、

話 神社の縁起とするに不都合のない内容へと変えてしまうという うだけでなく、神社にとって本来都合の悪いはずの神話でも、 加えられる場合があった。 可能性をも内包する営みだったと言える。 の中で、 れるものとしてあった。 テクストである『旧事本紀』 テクストを神社の説明のために抄出して利用するという営み 神話は神社の由緒を説明するのに相応しいように手を それは単に不必要な部分を削るとい は、そのような営みの中で用い 神社と結びついた神

第 121 巻第 10 号 (2020年)

されたものになったと考えられるのである。

|画詞||の中の『旧事本紀』引用も逃亡や命乞いの記述が省略

國學院雜誌

五 神話のさらなる変奏

画 詞 における 旧事本紀』 の引用文は、 単に諏訪

> 誓う場面へと切り替わるという、不自然な内容になっていたが、 社にとってマイナスの記述が除かれているというだけにとどま なる『画詞』の引用箇所の一部と、それに対応する『旧事本紀 にさらなる神話の変奏の余地を生み出していた。次に、 そのような省略とそれに伴う叙述の不明瞭さは、その延長線上 写の直後に突然建御名方神が信濃の諏訪へ来て国を譲ることを らない特徴を持つ。卜部氏の用意した『旧事本紀』 ●・2・3の省略により、 武甕槌神の手が氷や剣になる描 のテクスト 問題と

1 『画詞

の一節を掲げる。

成立、 シカウシテ力クラベセント思。 名方ノ神申サク、 テ来テ申サク、是我国ニキタリテ、 我子建御名方、諏方社ノ神、 又 剣ヲ取成、 ワレ此国ヲ除者、 科野国州羽ノ海ニイタルトキ、 先ソノ御手ヲ取テ、 千引ノ石ヲ手末 他処ニ不行云々。 シノビテカクイフハ、 ニサ 即氷ヲ 是則 建御

2 『旧事本紀

当社垂跡ノ本縁也

建御名方神、 如」此言者、 取 其手 者、 千引之石指 然欲」為 即成二立氷二、 力競 捧手末 亦取。成剣刃 故我先欲」取 而来言、 誰来 其御手」。 我国

これまでも見てきたように、 うと言ったので、武甕槌神が自らの手を取らせて、その手を氷 **.意すべきは傍線部である。『旧事本紀』** 建御名方神が武甕槌神の手を取ろ の方の傍線部

は

キ」と展開していく。建御名方神が逃げ武甕槌神が追うという

詞』の傍線部には に変え、また剣に変えた、という文意になっている。一方、 『旧事本紀』における「故令」取言其手

建御名方神となっている。 手ヲ取テ」とその次の「即氷ヲ成立、又、 の「令」に相当する表現が存在しない。そのため、「先ソノ御 また、『旧事本紀』の「成…立氷」、 亦取 剣ヲ取成」の主 |成剣刃|| は「立氷 語は

なり、手を何らかの物に変化させたとは読めない文になってい また剣に変化させた〉と解される箇所であるが、『画詞』では「氷 に成し、また剣刃に取り成す」と訓まれ、〈手を氷に変化させ、 ヲ成立」「剣ヲ取成」と対格を用いるため、『旧事本紀』とは異

になるだろう。 る。おおよそ、 すなわち『画詞』 氷を出現させ、また剣を出現させたという意味 の傍線部は、建御名方神の「力クラベセン

氷や剣を出現させて自らの力を示した、というものになってい 何かしたというのではなく、建御名方神が武甕槌神の手を取り、 ト思」という発言の後、 元の 『旧事本紀』 のように武甕槌神が

るのである。そしてそこから話は「科野国州羽ノ海ニイタルト

ことになる。 力を示した後、 ていたから、一連の叙述を綜合すると、 くだりは卜部氏が用意した『旧事本紀』抄出文の時点で無くなっ 自発的に諏訪へ赴き、そこに鎮まった、という 建御名方神は力比べで

例えば と表現する記述があり、さらに円忠が『画詞』の後に著した『諏 た | 。 『画詞』「祭絵」巻第一では諏訪明神を「我朝根本ノ神_ その認識に基づいて、 円忠は諏訪明神の称揚を行う。

建御名方神は武甕槌神に敗北しておらず、

自発的に国を譲っ

創之本主」といったこれらの表現は、建御名方神が力比べで負 けなかったにもかかわらず自発的に国を譲ったということを国 非,日本草創之本主,哉」とする。 「我朝 した直後、 方大明神講式』では建御名方神の諏訪での国譲りの発言を引用 建御名方神を指して「既是和国根本之霊神也 (和国) 根本」「日本草

見られる。 建御名方神の国譲りがあったからこそであると主張するものと が今も治めているこの「我朝」(和国・ 家の草創を支えた重要な事績として高く評価したもので、天皇 日本) が存在するのは

統性を説く物語の一 『古事記』の国譲り神話は天皇が地上世界を治めることの正 部としてあり、 その中で建御名方神は、 敗

53

なされることで、変貌を遂げ、ついには建御名方神を称揚し得という媒体に取り入れられ、新たな意味付けと利用のされ方がた。しかしその天皇神話の象徴的な一幕でさえも、『旧事本紀』走し命乞いをして国を明け渡す情けない神として描かれてい

六 おわりに

以上、『旧事本紀』を通じた神話の受容の様子を、神社との

るものにまでなっていったのである。

除くだけにとどまるとは限らない。その顕著な例が、本稿で見すいということでもあった。その加工は単に不要な箇所を取りトの内容が神社の説明のためにより適した内容へと加工されやトの内容が神社の説明のためにより適した内容へと加工されや記述が集中しているという特性から、神社について説明を加え関わりという点に注目して検討した。『旧事本紀』は、神社の関わりという点に注目して検討した。『旧事本紀』は、神社の

そして、そのようにして受容された神話の内容は、『旧事本紀』のの引用ができない場合、『旧事本紀』の果たした役割は大きらの引用ができない場合、『旧事本紀』の果たした役割は大きなものがあっただろう。

羅的な志向が関わる部分が大きかったと考えられる。とりわけ、

の果たした役割が明らかになっていくだろう。 で容・流通の様相の実態、およびその中における『旧事本紀』 受容・流通の様相の実態、およびその中における『旧事本紀』 で、上代の神話の で、上代の神話の

個別の神話の利用に際し、『旧事本紀』が典拠とされたこと の 論 に国譲り神話の変奏であった。 (1) 本

た先行するテクストからの引用を重複を厭わずに行うという網有した権威、そして『古事記』『日本書紀』『古語拾遺』といっ

右に挙げたような同書の特徴や、「最古の史書」として

部「先代旧事本紀の研究」(新典社、二○○七年)、津田博幸『生成すの象徴的な一例である。なお、それ以前の『旧事本紀の研究』研究の部(吉とまった研究としては、鎌田純一『先代旧事本紀の研究』研究の部(吉とまった研究としては、鎌田純一『先代旧事本紀』についてのま。 史書・神道書の成立と受容』(花鳥社、二○一九年)の出版はそ論 史書・神道書の成立と受容』(花鳥社、二○一九年)の出版はそ論 中華・神道書の成立と受容』(本鳥社、二○一九年)の出版はそ

代旧事本紀論

11

『釈日本紀』は平安時代の『日本書紀私記』や兼方の父卜部兼文の講

- る古代文学』第一部「日本紀講と生成する書物・ 二〇一四年)などがある。 祭式」(森話社)
- 3 2 十世紀前半の矢田部公望『日本書紀私記』の時点で『旧事本紀』は『古 事記』に先行する「史書之始」として言及されており、中世の『旧事 神話・再生する神々―中世における『旧事本紀』の位置―」(伊藤聡 『旧事本紀』の受容に着目した研究の早い例には、 編『中世神話と神祇・神道世界』竹林舎、二〇一一年)がある。 門屋温 「解体する
- 鎌田純一、注1前掲書、七八·七九頁。

論文、三六二-三六八頁)。

の位置付けもその認識の延長線上にあった(門屋温、注2前掲

5 神野志隆光『古代天皇神話論』(若草書房、一九九九年)など参照。 伊藤剣「地祇本紀のオホナムチ―系譜の分析を中心に―」(工藤浩編『先

史書・神道書の成立と受容』花鳥社、二〇一九年

- 7 『先代旧事本紀』の引用は、鎌田純一『先代旧事本紀の研 (吉川弘文館、一九六○年)により、一部私に改めた。
- 8 渡邉卓「『先代旧事本紀』と祭祀―『釈日本紀』にみる呪力の受容―_ 二〇一九年)一四九頁。 (工藤浩編 『先代旧事本紀論 史書・神道書の成立と受容』 花鳥社、
- 9 編纂会、一九八六年)による。 『釈日本紀』の引用は、『神道大系』古典註釈編 釈日本紀 (神道大系
- 10 一方、『古事記』は「述義」部のうち五十一もの項目に引用され 項目となっている(「墨坂神(大坂神」項の「宇陀墨坂神」と「一言韴霊」「七物則蔵于但馬国常為神物也」「太子令拝角鹿笥飯大神」の四 主神」項の「葛城之一言主之大神」を数えるとすれば六項目)。 るが、そのうち神の鎮座地を明記するのは「大三輪神」「平国之剣 てい

- 間書院、二〇〇三年)など参照)、少なくとも兼方までにそうした引 之「釈日本紀所引古事記の問題点」(青木周平編『古事記受容史』笠 紀私記 (六)—」(『日本文化』第四十三号、一九六六年三月)、鈴木啓 持っているが(石崎正雄「延喜私記考(中)―釈日本紀に引く日本書 初めて引用されたものなのかを判断するのが容易でないという性質を 義の内容をも取り入れており、各項目で引用される文献がどの段階で
- 用の傾向があったことは窺える。 『神道大系』神社編二 総記中(神道大系編纂会、一九八八年)所収。
- $\widehat{13}$ $\widehat{12}$ さらに、神社と直接関係しない「鎮魂祭」項にも一箇所引用がある。 「広田」が二項目あるが、これは「広田」項が『諸社根元記』の複数
- 15 の箇所に存在するためである。
- なお、本稿では『旧事本紀』において神話が神社と結びつけられて 後世にいかに影響を与えたのかという点も、今後検討すべき課題とな する。この杵築の神を素戔烏尊とする説は中世に登場する言説と共通 ことと連動する、『旧事本紀』独自の論理に基づくものであると指摘 論文は、素戔烏尊を杵築の神とすることは大己貴命を三輪の神とする 社(出雲大社)の祭神が素戔烏尊であるとされる。伊藤剣、 れている。『旧事本紀』に散見されるそうした特異な結びつけ方が、 実際に十二世紀の『長寛勘文』には『旧事本紀』の当該箇所が引用さ するものであるが、伊藤氏も注6前掲論文の補注にて言及するように、 深い部分がある。例えば巻第一では、一般に大己貴神とされる杵築大 ること自体を主に問題とするが、その具体的な結びつけ方もまた興味 注6前掲
- 伊勢神道における『旧事本紀』の利用については、 掲書、門屋温、 注2前掲論文などに詳しい。 鎌田純一、 注1前
- 兼永筆本『先代旧事本紀』巻第三奥書の引用は、 書和書之部第四十一巻 先代旧事本紀』(八木書店、一九七八年)に 『天理図書館善本叢

17

16

- (18)岡田荘司「日本書紀神代巻抄解題」(岡田荘司校訂『兼倶本宣賢本日より、一部、鎌田純一、注7前掲書を参照し私に改めた。
- (1) 宮地直一「土佐国風土記逸文の発見」(『史学雑誌』五十五編七号、本書紀神代巻抄』、続群書類従完成会、一九八四年)一三頁。本書紀神代巻抄』、続群書類従完成会、一九八四年)一三頁。
- 文献学的研究』続群書類従完成会、一九九六年)三六○頁。(20)小野田光雄「「古事記上巻抄」について」(『古事記釈日本紀風土記のる。

28

27

(21)『古事記上卷抄』の引用は、小野田光雄、注20前掲論文による。また、「12」。「古事記上卷抄」の引用は、小野田光雄、注20前掲論文による。また、「22」。こで引かれる『旧事本紀』の国譲りの箇所は、事代主神の登場するは黒丸数字を付した。
(22)。こで引かれる『旧事本紀』の国譲りの箇所は、事代主神の登場するは黒丸数字を付した。

29

- (23) 小野田光雄、注20前掲論文、三四七・三四八頁、谷口雅博「古事記」に依拠する。なお、建御名方神の神話は『日本書紀』には存在しない。
 (23) 小野田光雄、注20前掲論文、三四七・三四八頁、谷口雅博「古事記上には存在しない。
- 事記』と同様に武甕槌神が建御名方神と戦ったとしておく。の二神が登場するため、どちらの神が建御名方神と戦ったのか判断することが容易ではない文脈になっているが、ここでは便宜的に、『古年記』と異なり『旧事本紀』では国譲りにおいて経津主と武甕槌
- 部八十手所、作祭、神之物、、祭、八十万群神、」などの記述が省略され神の記述が省略されている。また「平国之剣 韴霊」項では、「以」物例えば「武甕槌神祖」項における『旧事本紀』の引用では、武甕槌神(25)不要な記述を除くという例は、『釈日本紀』の中には他にも見られる。

ている。

26

- 文献学的研究』続群書類従完成会、一九九六年)三七七-三八八頁。小野田光雄「古事記の校勘訓釈の黎明期」(『古事記釈日本紀風土記
- 一九七三年)による。「園太暦」の引用は、『史料纂集』古記録編三十四(続群書類従完成会、『園太暦』の引用は、『史料纂集』古記録編三十四(続群書類従完成会
- 事記』の名は確認されない。
 事記』の名は確認されない。
 いるが、ここにも『古羽海、不行他処云々、取要、標識』と記されているが、ここにも『古羽海、不行他処云々、取要、標識』と記されているが、ここにも『古羽海、不行他処云々、取要、標識』と記されているが、ここにも『古神の子には、兼豊らから齎された情
- 『上巻抄』所引の『古事記』の本文には『旧事本紀』のそれとは大きができるかもしれない。本稿で見ている『旧事本紀』部分と異なり訓が大量に付されな省略が見られず、また『旧事本紀』部分は「古事記」としてている。加えて、『旧事本紀』部分が「先代旧事本紀第三日」としてている。加えて、『旧事本紀』部分が「先代旧事本紀第三日」としてている。加えて、『旧事本紀』部分が「先代旧事本紀第三日」としてている。加えて、『旧事本紀』部分は「古事記上巻抄」の題の直引用を始めるのに対し、『古事記』部分は「古事記上巻抄」の題の直引用を始めるのに対し、『古事記』の本文には『旧事本紀』のそれとは大き記』抄出文も、そのような訓の営みと関連のあるものとして見ることに、「任事本紀」のそれとは大きれている。「日本本紀」のそれとは大きれている。「日本本紀」のそれとは大きれている。「日本本紀」のそれとは大きれている。「日本本紀」のそれとは大きれている。「日本本紀」のそれとは大きれている。「日本本紀」のそれとは大きれている。「日本本紀」のそれとは大きれている。「日本紀」のそれとは大きれている。「日本紀」のそれとは大きれている。「日本紀」のそれとは大きれている。「日本紀」の「日本紀」の「日本紀」の本名には、「日本紀」の「日本紀』の「日本紀」の「日本紀』の「日
- 谷口雅博、注23前揭論文。

く異なる利用の仕方である。

30

- (2)『祝五二月』) 一日に、ことできましている。『正させ、たちで、『諏訪信仰の歴史と伝承』三弥井書店、二〇一九年)に詳しい。いての試論―室町幕府奉行人諏訪円忠の絵巻制作―」(二本松康宏編(3)『画詞』の成立については、石井裕一朗「『諏訪大明神絵詞』成立につ
- 続々』(古典文庫、一九七一年)により、私に濁点を付した。(32)『諏方大明神画詞』の引用は、近藤喜博・宮地崇邦編『中世神仏説話

35

不¸違¸兒八重事代主神之言¸。此葦原中国者、随¸天神御子命¸献矣。【❸】我除¸此地¸者不¸行¸他処¸。吾不¸違¸我父大国主神之命¸、旧事本紀第三曰、到"科野国洲羽海¸【❷】之時、建御名方神曰、

又曰、建御名方神坐」信濃国諏方郡諏方神社 、。

直前の「氷ヲ成立」(氷を出現させた)と同様に剣を出現させる描写「取成」の語は『古事記』『旧事本紀』の国譲りの箇所の他、『古事記』「収成」の語は『古事記』『田事本紀』の国譲りの箇所の他、『古事記』「収成」の形で〈AをBに変える〉の意となる)。『画詞』の当該箇所の「剣ヲ収成」にはをBに変える〉の意となる)。『画詞』の当該箇所の「剣ヲ収成」にはをBに変える〉の意となる)。『画詞』の当該箇所の「剣ヲ収成」にはをBに変える〉の意となる)。『画詞』の当該箇所の「剣ヲ収成」にはをBに変える〉の意となる)。『画詞』の当該箇所の「剣ヲ収成」にはたよる〉の意になって指示される対象が存在しないため、「収成」を〈変える〉の意にで解そうとすると〈剣を何らかのものに変えた〉というえる〉の意味で解そうとすると〈剣を何らかのものに変えた〉というなる〉の意味で解そうとすると〈剣を何らかのものに変えた〉というなる〉の意味で解そうとすると〈剣を何らかのものに変える場面に同様に対して、その動作とか行為とかを自らの責任で作為的に行うことを改まっていうのに用いる」『時代別国語大辞典室町時代編』〉ととって、その動作とか行為とかを自らの責任で作為的に行うことを改まっていうのに用いる』『時代別国語大辞典室町時代編』〉ととって、書記』の領域と関いの意味のの意味のは、『古事記』の領域と関いる。

…[1/2]明神絵詞と建御名方神」(『諏訪市博物館研究紀要』五、二○一○年十月)明神絵詞と建御名方神」(『諏訪市博物館研究紀要』五、二○一○年十月)でいる点については、渡辺匡一「諏訪大

た文書には、 ・ 京永元年(一八四八)に諏訪下社禰宜大夫桃井保高が寺社奉行へ送っ ・ 京本元年(一八四八)に諏訪下社禰宜大夫桃井保高が寺社奉行へ送っ

信濃国諏方社之儀者、大己貴命之御子神に而御名を建御名方命与

37

(付記)

私に句読点を付した)。

席上、貴重なご教示を賜った。記して深謝申し上げる。(□○一八年十一月、於京都大学)における□頭発表に基づくものである。点形成─国際連携による研究と教育の加速」主催、「次世代ロンド(□○)」本稿は、科学研究費補助金基盤研究(A)「東アジア古典学の次世代拠本稿は、科学研究費補助金基盤研究(A)「東アジア古典学の次世代拠

(36)『画詞』の当該箇所が建御名方神が自発的に諏訪に来たという話になっ